

日本学生支援機構奨学金  
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する  
**緊急採用・応急採用の実施について**

以下の地域で災害救助法が適用されました。適用地域の世帯の学生で、奨学金を希望する者は、窓口まで申し出てください。

### 適用地域及び適用日

災害救助法適用地域		適用日	災害
福岡県 大分県	朝倉市 朝倉郡東峰村 日田市 中津市	7月5日	平成29年7月5日からの大雨による災害

\*以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- 上記の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

### 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	平成29年7月以降で 希望する月	原則として 平成30年3月まで(※)
応急採用 (第二種奨学金)	平成29年4月以降で 希望する月	修業年限の終了月まで

\*翌年度以降も第一種奨学金が必要と認められる場合は、「緊急採用継続願」を年度末ごとに繰り返し提出することにより、修業年限の終了月まで延長できます。

\*応募書類は、学生生活支援グループのほか、医学部・工学部・農学部の学務課・学務係でも、取り次ぎを行います。

平成29年7月7日 学生生活支援グループ